

# ■医療・介護分野

## 基本的な問題意識

- 財政制約下において、社会保障分野を含め聖域を設けずに歳出全般を見直すこととされていることを踏まえ、これまで以上に医療資源の適正配置と有効活用を図っていくことが急務の課題である。
- こうした中で、革新的医薬品・医療機器（介護ロボット等を含む）を世界に先駆けて創出し、再生医療や個別化医療のような世界最先端の医療分野で日本が世界をリードしていくこと等を通じて、国民（患者・利用者）の多様なニーズにきめ細かく対応することのできる世界最高水準の医療・介護及びこれに伴うサービスを楽しむ社会の実現を目指す。

## 改革の課題と方向性

### 再生医療の推進

#### 【課題】

研究に用いる細胞入手負担の大きさ、細胞加工の医療機関以外への外部委託の制限、細胞加工施設の厳格な設置要件（無菌性等）等が円滑な臨床研究の妨げとなっている。

また、「薬事法」と「医療法」の区分が不明確なことや、再生医療の特性を踏まえた制度や基準等が未整備であること、審査機関の体制整備も不十分である等の課題もある。

さらに、臨床研究において民間資金を有効活用すること、健康被害に対する必要な措置を具体的に示すこと、先進医療制度の活用（保険外併用療養の範囲拡大を含む）といった課題も存在する。

#### 【対応の方向性】

##### <臨床研究の活性化>

- 現在、ヒト幹細胞を研究に利用することは、各種法規制（ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針や臓器移植法等）のため、国内で購入できないなど、困難な状況にある。細胞を売買できるルートも含めて、円滑に入手できる仕組みを構築すべきではないか。
- 医工連携として、細胞加工の医療機関以外への外部委託の可能性を示すべきではないか。また、その際、無菌性をどの程度要求するかなど、施設や人員の要件を特定すべきではないか。

##### <実用化段階の環境整備>

- 薬事法において、条件付き承認制度（有効性が示唆され、安全性を確認できれば、承認後に有効性、安全性を改めて検証することを条件に、特別に早期に承認を与えるもの）をできるだけ早期に具体化すべきではないか。
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査体制の強化（さらなる専門性の向上、審査の迅速化）のため、当該組織の在り方、特に専門家をどう配置するかという点を具体化に検討すべきではないか。

##### <その他の論点>

- 再生医療を産業として育成する観点から、医療保険制度において、再生医療製品を保険収載する場合は、その画期性等の評価が適正に行われるよう、再生医療という新カテゴリーの新設を検討すべきではないか。
- 以上の具体的な仕組みの構築にあたり、関係学会等との連携・協力はもとより、審議会において再生医療分野の専門家の知識、意見が的確に反映できる体制（委員の構成等）を築くべきではないか。

## 介護事業における事業主体(社会福祉法人)の在り方

### 【課題】

社会福祉法人は事業経営の透明性の確保を目的とし、外部監査を活用することが適当とされているところ、積極的に活用されておらず、不適切な会計処理が散見されるとの指摘がある。また、財務諸表のホームページ等へのディスクロージャーは任意であり、解散する際の残余財産や内部留保についての実態把握がなされていない。

利用者のサービス選択の支援及び事業者のサービスの質向上への支援を目的とし、「第三者評価」制度を設け、国として推進しているものの、受審件数は未だ低い状態のままである。また第三者評価機関そのもののレベルが均一ではないという指摘もある。

施設入所者に対するサービス内容に差異が認められないにもかかわらず、社会福祉法人には優遇措置が付与され、民間事業者には付与されていない(イコール・フットイングが確保されていない)。一方で社会福祉法人には施設運営上、厳しい規制が課せられている。

社会福祉法人を運営する場合、土地・建物共に自己のものでなければならないとされているが、例えば建物については借り上げで運営していきたいという声がある。

### 【対応の方向性】

#### <事業経営の透明性の確保>

- 社会福祉法人(厚労省所轄分に限らず全国分)の解散数を調査すべきではないか。
- すべての社会福祉法人の財務諸表を公開すべきではないか。
- 外部監査については、少なくとも一定規模の社会福祉法人から義務付け、将来的にはすべての社会福祉法人に義務付けるべきではないか。
- 内部留保についてはまず実態把握が必要であるが、一定の水準を超えているのであれば社会還元するようなインセンティブを検討すべきではないか。

#### <サービスの質の向上(第三者評価制度)>

- 全国一律・一様といえる(評価結果を示すことが可能な)第三者評価制度が必要ではないか。
- 基本的にはすべての社会福祉法人が受審する仕組みとする必要ではないか。

#### <事業者間のイコールフットイング>

- 株式会社等の民間事業者と社会福祉法人とのイコールフットイングの確保を進めるに当たっては、社会福祉法人に課せられた規制の見直しも併せて行うべきではないか。

#### <その他の論点>

- 社会福祉法人が建物を借り上げて、特別養護老人ホームを運営することが可能となるよう、通知の見直しを検討すべきではないか。

# ■グリーン分野（再生可能エネルギー関係）

## 基本的な問題意識

- 東日本大震災を受けて、その必要性が大きく高まっている再生可能エネルギーの普及促進に資する規制・制度改革を中心に、これまでの取組（過去の閣議決定事項等）の着実な実施に加えて、更に各府省の改革を後押ししていかなければならない状況にある。
- 現在、我が国の再生可能エネルギーの比率は10%（水力発電を除くと2%）にとどまっているが、安定的な電力供給を確保するとともに、地球温暖化対策に資するため、再生可能エネルギーの導入拡大の重要性は高まっている。加えて、本年7月1日に固定価格買取制度が施行され、当制度の導入を踏まえて、再生可能エネルギーの普及促進に向けた更なる規制・制度改革を進めていく必要がある。
- エネルギーの安定供給と低価格化の両立を図るため、多様なエネルギー供給主体により適正な競争メカニズムが働く環境整備を進めるべきである。

## 改革の課題と方向性

### 太陽光発電及び風力発電における電気主任技術者の兼任要件緩和

- 経済産業省の内規では、複数発電所について電気主任技術者を兼任させることを承認できる場合につき一定の基準を定めているが、設備の最大電力が2,000kW以上となる場合は「保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期すること」としている。
- 太陽光発電及び風力発電設備における電気主任技術者の兼任承認において、送電線路から自動遮断に係る安全性の評価・検討を踏まえ、最大出力2,000kWまでという条件の緩和の可否につき検討すべきである。

### バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し

- 平成24年年4月17日付電気事業法施行規則等の改正により、一定の条件を満たす小型のバイナリー発電設備については、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査が不要化された。熱源の系統（一次系）に関する条件としては、専ら輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気限定されているが、温泉の場合、大気圧以上、100℃以上の水・蒸気が多数存在しており、バイナリー発電の普及の障害となっている。
- 媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備について、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化すべきである。

### 慣行水利権に従属する小水力発電の整理

- 昨今の農業用水路に設置検討される発電設備については、数十kWないし数kW規模のものが多くなっている。
- 慣行水利権に従属した小水力発電の申請は、①慣行水利権を許可化して従属発電として申請、②慣行水利権はそのまま、新規の発電水利として申請のいずれかを選択した上で行う必要があるとされているが、①については農業者等の同意取得が困難、②については小規模な発電機のために水利使用許可を得ることは採算確保は困難、等の理由により慣行水利に従属する小水力発電の導入を阻害している。
- 慣行水利権が明確化されるまでの措置として、取水実態を確認するために1年間の流量調査を行った後に、短期間での小水力発電の水利使用の許可を行う場合の要件を明確化すべきである。また、②慣行水利権はそのまま、新規の発電水利として申請する場合の要件を明確化、申請書類を簡素化すべきである。

### 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置

- 高圧配電線の変電所バンクの運用について、最低負荷時のバンク逆潮流が認められてない。そのため、高圧連系でのメガソーラーの導入等に制限がかかり、連系需要に対応できていないのが現状である。また、水力発電は開発までに期間を要するため、他の再生可能エネルギーの導入により開発後に連系接続できないことも考えられる。
- バンク逆潮流の制限の緩和について、技術的論点および費用負担の在り方を整理すべきである。

### 補助事業で取得した財産の太陽光発電への活用

- 太陽光発電におけるいわゆる屋根貸しにより公共施設の屋根を貸し付けた場合、賃料収入が発生する。当該賃料収入は、当該施設の維持管理費に充当したりすることが考えられる。しかし、多くの公共施設の建設にあたり、国庫補助金等が財源として充当されており、補助金等適正化法は、貸付けに際して各省庁の長の承認を得ることを求めており、また各省庁の財産処分の規定により承認の条件として有償貸付に係る収入の一定割合について国庫納付が求められている。
- 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら太陽光発電施設を設置し、又は太陽光発電施設の設置のため第三者に有償で屋根貸しするにあたり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる設置方法や貸付形態等を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底すべきである。

# ■グリーン分野（環境アセスメント関係）

## 基本的な問題意識

- 東日本大震災以降の厳しい電力需給状況により、早急な電源確保の必要性が高まっており、環境アセスメントの迅速化が課題となっている。
- 再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、様々な立地規制の緩和とともに、環境影響評価法に基づく風力発電及び地熱発電の立地手続の簡素化・迅速化を行い、電源確保を阻害する要因を早急に取り除くべきである。
- また、再生可能エネルギーの多くは、現時点ではコストは高く、供給も不安定な場合もあり、引き続き火力発電等の既存のエネルギーも重要性である。高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力のリプレースや新增設についても、環境アセスメントの迅速化に取り組むべきである。

## 改革の課題と方向性

### 風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続

- 平成25年4月から新たに導入される配慮書手続は、発電事業の計画段階で実施され、事業計画について複数案を設定することを基本とする。しかし、風力発電施設は、公共事業（高速道路等）や従来型発電所（火力・原子力等）と異なり、風況の良い候補地が複数あれば全ての候補地で事業実施が図られるものであり、複数案を設定して関係者の意見を聞くという配慮書の手続になじまない。また、地熱発電施設は、地熱資源賦存状況及び地形の制約から、坑井基地および発電所の位置やレイアウトが限定的となり、複数案を設定して関係者の意見を聞くという配慮書の手続になじまない。
- 風力・地熱発電施設の配慮書手続においては、単一案によることを認め、単一案として認められるケースを明確化・類型化して示すようにすべきである。

### 地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略

- 地熱発電に係る硫化水素の拡散予測評価において、シミュレーションのみでは地形影響が予測できないため風洞実験を実施している。しかし、風洞実験の設備は現状4ヶ所のみと限定されており、試験時期確保の制約により、予測評価期間が長期化する懸念がある。
- 硫化水素の拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術を確立することにより、硫化水素に係る環境影響評価の簡素化・迅速化を図るべきである。また、地熱発電所の稼働に伴って排出される冷却塔排気に含まれる硫化水素の濃度が十分低い場合には、硫化水素の拡散予測評価自体を省略できることとすべきである。

### 環境影響評価手続における温室効果ガスに係る審査の適正化

- 火力発電所の環境影響評価手続において、国が定めた「環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」では、温室効果ガスは「施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。」とされており、事業者はその時点におけるBAT（Best Available Technology）の導入等実行可能な最大限の対策を講じる計画としている。
- 事業者が新設発電所を申請する場合に予見可能となる設備基準が明示されているべきである。審査の予見可能性を高めるためには、BATの判断時期は入札時点あるいは契約時点とするべきである。

# ■グリーン分野（電力システム、ガス分野、次世代自動車関係）

## 基本的な問題意識

- 多様な供給者による発電事業等への参入や関連サービスの導入の促進など、電力システム改革の議論を踏まえつつ、電力分野における競争的な市場を形成するための規制・制度改革を進めていく必要がある。
- また、エネルギー市場の変革に対応するため、ガス市場における公正性・透明性の一層の確保や、次世代自動車に關係するインフラ整備を促進するための規制・制度改革もあわせて行う必要がある。

## 改革の課題と方向性

### 高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し

- 現在、スマートメーター普及に向けて、スマートメーターから需要家へ提供するデータフォーマットの標準化検討が実施されているが、対象が家庭用の需要家に向けたものに限定されている。一方で、現状の高圧以上のスマートメーターは需要家側インターフェースが電力会社の独自仕様かつアナログインタフェースとなっており、需要家側にサービス制約やコスト負担を生じさせているにも関わらず、これまでインターフェースの標準化やオープンな入札といった動きが見られない。
- 需要家の選択肢拡大などスマートメーターの位置づけは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化（Bルートのデジタルインターフェース化）と入札によるコスト低減を進めるべきである。

### 天然ガスディスペンサと軽油等給油ディスペンサの同一アイランド上への設置

- 消防法、危険物の規制に関する規則において、圧縮天然ガス（CNG）ディスペンサは給油空地以外の場所に設置することと規定されているため、ガソリン・軽油ディスペンサと同じアイランド上へ設置することができない。一方、一般高圧ガス保安規則には、圧縮天然ガスの通ずる部分は、その外面から火気を取り扱う施設に対し、4m以上の距離を有することと規定されている。
- そのためガソリン・軽油スタンドへCNG充てん設備を併設しようとした場合、既存の給油空地以外にCNGディスペンサを設置するとともに、CNGを充てんする車両の停車スペースについても給油空地以外に場所を確保しなければならない。特にCNG車両はトラックが多くその車両サイズが大きいためその充てんのための停車スペースを確保することは困難であり、既存のガソリン・軽油の給油車両の停車スペースを犠牲にするか、スタンド用地を拡張する必要があり、CNG充てん設備を併設する際の障害となっている。
- 天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ガソリン・軽油スタンドに併設された圧縮天然ガス充てん設備のうち、CNGディスペンサをガソリン・軽油ディスペンサと同一アイランド上に並べて設置できるようにすべきである。

### 液化水素スタンド基準の整備

- 液化水素型水素スタンドは、水素の輸送効率が高く、燃料電池自動車の本格的な普及に必要であるが、現時点では、保安距離の確保や資格者の選任等、設置に係る制約が大きく、また、市街地への建築の可否が不明瞭である。
- 液化水素スタンドについて、一般高圧ガス保安規則への基準を新設すべきである。併せて、建築基準法を改正し、商業地域などに液化水素スタンドを設置できるようにするとともに、消防法及び危険物の規則に関する規則の改正により、液化水素スタンドとガソリンスタンドとの併設を可能とすべきである。

# ■グリーン分野（分散電源、省エネ、3R関係）

## 基本的な問題意識

- これからの省エネルギー対応は、エネルギー消費の総量のみならず、ピーク抑制若しくはピーク時間帯のシフトも重要である。また、省エネルギーの観点からは、運輸部門におけるエネルギー効率の向上や、3R(リサイクル)の促進に資する取組も、これまで以上に求められている。
- また、需要家は省エネルギーだけではなく、自ら太陽光発電や蓄電池、コージェネレーションなどの設備を設置し、創エネ・蓄エネを推し進めることが求められる。これらの分野についても、我が国の産業が国際的な市場をけん引していくことも十分に期待できるので、再生可能エネルギー分野と同じく、積極的な規制緩和を行う必要がある。
- さらに、需要家の多様なニーズに対し、エネルギー供給事業者、電源種別、料金メニュー等、様々な選択が可能となるようにすべきである。

## 改革の課題と方向性

### グリーン料金メニュー等に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し

- 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度により、電気の利用者は、電気の使用に係わるCO2排出量の算定について電気事業者ごとに1つの排出係数(各電気事業者による調達電源の全電源平均排出係数)を用いることになっている。当該制度下においては、自ら使用する電気に関する電源やCO2排出係数を選択したいという需要家ニーズに対応した料金メニューの提示ができない。
- 電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、①電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数の算定・報告することを認めるとともに、②需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告できるよう検討すべきである。

### 家庭用コージェネレーション電力の有効活用のためのネットメータリング制度の創設

- 家庭用コージェネレーションの発電電力については、電力系統への逆潮流防止装置の設置が義務付けられていることから、設備能力に余力がある場合でも、現状は電力系統への逆潮流ができず、電力供給力不足・不安定性等に十分貢献できない構造・制度となっている。
- 電力供給不足への貢献(ピークカット等)、発電効率(総合効率)の高い家庭用コージェネレーションの稼働率向上のため、電力系統への逆潮流を容易に可能とする制度として、ネットメータリングを創設すべきである。

### 防災対応のための建築物増築に伴う現行法令への適合義務の緩和

- 震災時等における在館者の安全の確保や帰宅抑制、周辺の帰宅困難者の一時保護などが、地域防災力の高度化のために重要とされるが、建物の最低限の機能の維持が対応の前提となるため、自立的な分散型電源の確保が必須となる。
- 既存建築物においては、新たに分散型電源を設置するためのスペースの確保が困難な場合、空地部分に電源室を増築することが考えられるが、既存建物部分についても同時に現行法令適合義務が発生するため、特に建築基準法旧38条の認定を取得した高層建築物等においては、現行法に適用するため大幅な改修が必要となるなど、対応が極めて困難となる。
- 既存建物の公開空地に、建物や地域の低炭素・高度防災化に資する分散型電源(コージェネレーション)を新たに設置(増築)する場合において、既存建物部分に関する現行法令への適合義務の緩和(既存遡及の免除)すべきである。

### 自主的回収リサイクルのための容器包装リサイクル法の見直し

- 容器包装リサイクル法に基づき、特定事業者が自ら、または委託により回収するためには、一定の回収率(おおむね90%)に達するものとして主務大臣の認定を受けることが必要であり、店頭、商店街による自主的回収や事業者独自のルートを構築する取組が阻害されている。
- 平成25年に改正容器包装リサイクル法施行から5年経過することから、店頭、商店街による自主的回収や事業者独自のルートの構築を促進するための検討を行い、結論を得るべきである。

### プラスチック製容器包装に係る再資源化手法の多様化

- 使用済みプラスチックの再資源化手法は、その化学構造上、材料リサイクルだけでなく、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルなど排出状況、特性などに合わせた多様な選択肢がある。他方、材料リサイクルによって高い環境負荷低減効果を得るには、単一材質であることをはじめとして複数の要件を満たす必要がある。
- 特に家庭から出る廃プラスチックには複合材質が多く、残渣や異物を含む等の排出実態を考慮すれば、マテリアルリサイクルが合理的に成立する対象は、PETボトルや白色発砲トレイ等ごく一部に限られる。
- プラスチック製容器包装について、単一材質、複合材質に区分したうえで、後者については、発生状況や材質の特性を考慮して、マテリアルリサイクルを常に優先するのではなく、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルなど環境負荷低減と経済性の両方を考慮した合理的な再資源化手法を採用すべきである。